

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年2月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりです。

1. 当日の出席委員は次のとおりです。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	欠席
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりです。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりです。

1. 午後2時00分、吉原副会長が副議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7番	寺澤 克己	9番	伊藤 讓
----	-------	----	------

副議長

それでは議案一覧表に基づき、第4号議案から第6号議案を上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では、説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

2ページからをご覧ください。今月の案件は84件です。全て農地中間管理機構の利用権設定となります。1番から11番が犬山地区、12番から29番が城東地区、30番から62番が羽黒・池野地区、63番から84番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の30ページをご覧ください。第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第4号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

31ページが、[]氏

32から34ページが、[]
[]氏

35ページが、[]氏

36から37ページが、[]氏

38から42ページが、[]氏

43ページが、[]氏

44から45ページが、[]氏

46ページが []氏

47から49ページが []氏

50ページが []氏

51ページが []氏への配分計画案です。

続いて議案書の54ページをご覧ください。第6号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

【議案説明】

①事業計画者は、平成8年に設立し電気工事業を営む法人です。事業が拡大し、業績も好調で仕事量が増えてきたことから既設駐車場及び資材置場は手狭になってきており、事業敷地の確保が急務です。申出地は既設駐車場及び資材置場の南側に隣接しており、従業員の移動の手間が少なく、効率的な資材の搬出入が可能のため、最適な場所と考え駐車場及び資材置場を整備する計画に至りました。

申出地には屋外に配置しても支障がない資材と社用車です貨物車5台の配置を予定しています。

めくって付図8号をご覧ください。申出地は、北を事業計画者の事業敷地、東、西と南は農地と隣接しており、農用地区域の周縁部と判断します。駐車場及び資材置場として整備しても周囲に存する農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

農用地利用集積計画を確認したところ、申出地を利用集積しています担い手はいないことから、影響はないものと判断します。

出地南側には東西に走る農業用水路が敷設されています。南側からの入出路にあたる部分は水路占用され、機能に支障を及ぼさないよう対策します。

雨水による土砂流出対策は、敷地内を砕石敷きによる自然浸透処理を行い、申出地西側にはブロックを設置し、土砂流入による用排水の停滞はおこさないように対策する。雑排水の発生はなく、汚濁水を流すおそれはありません。

以上の点から土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。なお、申出地は土地改良基盤整備事業後8年以上経過しています。

副議長 ただいま事務局から、第4号議案から第6号議案までの説明
がありました。これについて、質問・意見はありませんか。
質問・意見はないようですので、ここで地区審議をお願いします。

午後2時40分 地区審議

午後2時50分 開議

副議長 それでは、総会を再開します。続いて第4号議案に入りますが、
本議案には澤野委員が申請者となっている案件があります
ので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、し
ばらくの間ご退席をお願いします。

【澤野委員退席】

副議長 続いて第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を
求めます。

副議長 1番から11番について、犬山地区をお願いします。

今井委員 1番、今井です。1番から11番について、地区審議の結
果、可と認めます。

副議長 12番から29番について、（城東地区）をお願いします。

小澤委員 3番、小澤です。12番から29番について、地区審議の結
果、可と認めます。

副議長 30番から62番について、羽黒・池野地区をお願いします。

寺澤委員 7番、寺澤です。30番から62番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 63番から84番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 63番から84番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第4号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 それでは、本議案について可と決定しました。澤野委員は席へお戻りください。

【澤野委員着席】

副議長 続いて第5号議案に入りますが、本議案には高木正己委員、寺澤委員、伊藤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、高木委員、寺澤委員、伊藤委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【高木委員、寺澤委員、伊藤委員退席】

副議長 それでは、続いて第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番から11番について、犬山地区お願いします。

今井委員 1番、今井です。1番から11番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 12番から29番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番、小澤です。12番から29番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 30番から62番について、羽黒・池野地区お願いします。

澤野委員 6番、澤野です。30番から62番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 63番から84番について、楽田地区お願いします。

松山会長 63番から84番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第5号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 それでは、本議案について可と決定しました。

高木委員、寺澤委員、伊藤委員は席へお戻りください。続いて第6号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、羽黒地区お願いします。

澤野委員 6番、澤野です。1番について、地区審議の結果、可と認めます。

副議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第6号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 それでは、本議案について可と決定しました。続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告いたします。議案書の62ページをご覧ください。報告第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は3件です。

議案書の64ページをご覧ください。報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は7件です。報告は以上です。

副議長 報告について、ご質問などありますでしょうか。ないようですので、報告は終了しました。これで本日予定しました案件は全て終了しました。これをもって本日の会議は終わらせていただきます。